**無期転換者用　労働条件通知兼合意承諾書**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　殿  株式会社◎◎  代表取締役◎◎  貴殿について、**平成●年●月●日より**無期転換契者（正社員ではない）として, 労働条件は次のとおりとする。 | | | | | | |
| 契約期間 | 期間定めなし | | 定年制（（有（60 歳））　継続雇用制（有（定年後の再雇用は最長65歳まで）） | | | |
| 就業の場所 |  | | | | | |
| 従事すべき業務の内容 | 販売業務　その他付随する業務 | | | | | |
| 始業，終業の時刻，休憩時間，所定間外労働の有無 | 勤務時間シフト表により事前に通知する。  （原則，週５日，１日７時間勤務とする。　ただし，業務の都合により変更する場合がある。） | | | | | |
| 所定時間外労働をすることが有る　休日労働をすることが有る | | | | | |
| 休　　　日 | 勤務時間シフト表にて事前に通知する。 | | | | | |
| 賃　　　金 | １　基本給と諸手当の額   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 基本給（時間給） | ９５０ | 円 | 交通費は，会社が認めた公共交通機関を利用し，  定期券代等の実費負担分支給する。よって，徒歩，自転車の場合は支給しない。また，駅等の駐輪場の利用料は支給しない。 | | 交　通　費 | 別途支給 |  | | 控除する項目　（源泉所得税　雇用保険料　健康保険　厚生年金、住民税　） | | | | | | | | | |
| ２ 賃金締切日　　毎月２０日 | | | ３　賃金支払日　当月末日 | ４　賃金支払方法　銀行振込にて支給 | |
| ５　賞　与　（無） | | | ６　退職金（無） | | ７　昇給（昇給する場合がある） |
|  | | | | | |
| 退職に関する事項 | １ 定年制（有（60 歳）） | ２ 自己都合退職の手続（退職する（原則，30日以上前に届け出ること） | | | | |
| ３ 雇用契約の解約（解雇）事由及び手続　（解雇については，原則として３０日前に予告する。）  従業員が次のいずれかに該当するときは，雇用契約を解約（解雇）するものとする。  ・精神または身体に故障があるか，または虚弱，傷病，その他の理由により業務に耐えられない，または労務提供が不完全であると認められるとき  ・協調性がなく，注意・指導しても改善の見込みがないと認められるとき  ・職務の遂行に必要な能力を欠き，かつ他の職務に転換することができないとき  ・勤務意欲が低く，または勤務成績，勤務態度，業務能率などが不良で業務に適さないと認められるとき  ・正当と認められる理由のない遅刻・早退，欠勤，直前になってからの休暇要望などが多く，労務提供が不完全であると認められるとき  ・事業の縮小その他会社のやむを得ない事由がある場合で，かつ他の職務に転換することもできないとき  ・天災事変その他やむを得ない事由により，事業の継続が不可能となり，雇用を維持することができなくなったとき  ・会社の指示命令等に違反する重大な行為や服務に違反したとき  ・会社の指示命令等に違反する行為が軽微である場合や軽微な服務違反であっても，改悛の情が認められなかったり，繰り返したりして，  改善の見込みがないと認められるとき  ・当社の社員としての適格性がないと判断されるとき  その他前各号に準ずるやむを得ない行為及び事情があったとき | | | | | |
| 特　約 | ・無断欠勤が１４日以上継続したときは，最終日をもって自己都合退職したものとみなす。  ・勤務時間(所定労働時間),勤務日数(所定労働日数),賃金等契約期間を除く労働条件の見直しは,原則,従前の  契約期間ごとに実施され,労働条件通知兼合意承諾書にて，通知する。  ・無期転換後は、職務・勤務地変更等の異動、及び所定時間外労働を命ずることがある。  ・本通知書に記載されていない事項については,従前通りの就業規則の定めのとおりとする。 | | | | | |
| （雇用管理に関する相談窓口）株式会社◎◎　総務部　（連絡先）◎◎ | | | | | | |
| 上記のとおり合意承諾しました。　　　　　従業員　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | |